

## ・安全管理規程及び非常連絡表

[添付資料 ①](#)

[添付資料 ②](#)

## ・安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者：平成 30 年 6 月 1 日選任（社内：統括部長）

運航管理者：平成 30 年 6 月 1 日選任（社内：営業部次長）

## ・安全方針及び重点施策

[添付資料](#)

## ・事業者情報

事業者名：（株）然別湖畔温泉ホテル

事業者の HP の URL：https://www.hotelfusui.com

事業許可/届出年度：昭和 32 年

事業種別：旅客不定期航路事業

営業所数：1

営業所所在地：北海道河東郡鹿追町然別湖畔

過去 5 年の事故件数：0

## ・事業の用に供する船舶に係る情報

運航船舶数：3

船舶ごとの情報

- ・いさを：旅客定員 60 名 19 t
- ・第一いさを：旅客定員 38 名 19 t（運休中）
- ・JUNBO1：旅客定員 10 名 5 t 未満

船舶ごとの救命設備の搭載数

- ・いさを：救命胴衣 62 個
- ・第一いさを：救命胴衣 40 個
- ・JUNBO1：救命胴衣 11 個

船舶ごとの無線設備

- ・いさを：簡易無線及び携帯電話
- ・第一いさを：簡易無線及び携帯電話
- ・JUNBO1：簡易無線及び携帯電話

船舶ごとの最新の船舶検査証書の交付年月日

- ・いさを：令和 3 年 8 月 5 日
- ・第一いさを：運休中
- ・JUNBO1：令和 6 年 11 月 27 日

## 1、旅客運賃

旅客運賃は、旅客が1回乗船する場合に適用する。

## 2、小児旅客運賃

(1) 次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。

- ① 小学校に就学している小児
- ② 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児
- ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの

(2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児(団体として乗船するものを除く。)の運賃であって大人1名につき1人分は無料とする。

(3) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満のは数は、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。

## 3、団体旅客運賃

(1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。

(2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長からの申し込みがあった場合に適用する。

- ① 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園(通信教育を含む。)
- ② 上記①以外の国公立の学校
- ③ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
- ④ 児童福祉法第39条の保育所

## 4、運賃及び料金の割引

(1) 学生に対する運賃及び料金

① 次に掲げる学校の学生及び生徒(小児を除く。)で、次の適用条件に定められた要件に適合する場合は、旅客運賃を2割引とする。

イ 学校教育法第1条の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学及び特別支援学校(通信教育を含む。)

ロ 上記イ以外の国公立の学校

ハ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校

② 適用条件

本人所属の学校長等から交付を受けた、所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。

(2) 身体障害者に対する運賃及び料金

身体障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

① 身体障がい者割引: 身体障がい者手帳をご提示ください。

第一種: 本人と介護者1名が5割引(盲ろう者が通訳・介助員を伴っている場合は介護者2人まで)

第二種: 本人が5割引

② 知的障がい者割引: 療育手帳をご提示ください。

A: 本人と介護者1名が5割引

B: 本人が5割引

③ 精神障がい者割引: 精神障害者保健福祉手帳をご提示ください。

1・2級: 本人と介護者1名が5割引

3級: 本人が5割引

## 【上記の適用方法・条件の詳細】

### ① 適用方法

身体障害者福祉法第15条第4

- ・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1 級、3 級及び 4 級
- ・ぼうこう又は直腸の機能障害 1 級及び 3 級
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害 1 級から 4 級

(ホ) 前各号の障害の種類を 2 つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

(ロ) 第 2 種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ) 視覚障害 4 級の 2、5 級及び 6 級

(ロ) 聴覚又は平衡機能障害・聴覚障害 4 級及び 6 級 ・平衡機能障害 3 級及び 5 級

(ハ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3 級及び 4 級

(ニ) 肢体不自由・上肢 2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級

・上肢 3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級

・体幹 5 級

・乳幼児期以前の非進行性の ・上肢機能 3 級から 6 級

・脳病変による運動機能障害 ・移動機能 4 級から 6 級

(ホ) ぼうこう又は直腸の機能障害 4 級

(注) 上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号による。

### ② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

イ 乗船券を購入の際に、身体障害者手帳を提示する。

ロ 介護者については、身体障害者 1 名について当社において介護能力があると認めた介護者 1 名(盲ろう者が通訳・介助員を伴っている場合は 2 名)が、当該身体障害者と同一の乗船区間により乗船する場合に限る。

### ③ 割引の内容

身体障害者及び第 1 種身体障害者の介護者の旅客運賃については 5 割引とする。

## (3) 知的障害者に対する運賃及び料金

### ① 適用方法

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

イ 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの

ロ 第2種知的障害者とは、知的障害者であって上記イ以外の者をいう。(療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの)

### ② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

イ 乗船券を購入の際に、療育手帳を提供する。

ロ 介護者については、知的障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間により旅行する場合に限る。

### ③ 割引の内容

知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の旅客運賃について5割引とする。

## (4) 精神障害者に対する運賃及び料金

### ① 適用方法

「精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)」第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。

イ 第1種精神障害者とは、「精神保健福祉法施行令(昭和25年5月23日政令第155号)」に規定する精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級及び2級のもの

ロ 第2種精神障害者とは、精神障害者であって上記イ以外の者をいう。(精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が3級のもの)

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

イ 乗船券を購入の際に、精神障害者保健福祉手帳を提示する。

ロ 介護者については、精神障害者1名について当社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

精神障害者及び第1種精神障害者の介護者の旅客運賃について5割引とする。

(5)被救護者に対する運賃及び料金

① 適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者(以下「被救護者」という。)及びその付添人に適用する。

イ 児童福祉法第12条の4の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設

ロ 生活保護法第38条の保護施設

ハ 社会福祉法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外の者

ニ 少年院法第3条の少年院及び少年鑑別所法第3条の少年鑑別所

ホ 更生保護法第29条の保護観察所

② 適用条件

イ 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。

ロ 被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当社において付添いが必要と認めた場合に限る。

③ 割引の内容

旅客運賃を5割引とする。

(6)勤労青少年及び勤労青年学校生に対する運賃及び料金

① 適用方法

次に掲げる勤労青少年及び勤労青年学校生に適用する。

イ 労働基準法の適用を受ける事業所若しくは事務所(以下「事業所」という。)に雇用される者(以下「従業員」という。)又は事業所以外の箇所に、家事労働のため雇用される者(以下「家事使用人」という。)であって、次の各号に該当するものをいう。

以上

お問い合わせフォーム